

○井神議長 通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきたいと思います。

まず、7点にわたって質問をいたします。いずれの質問事項についても、市民の皆さんにとって直接関係のある事案でございますので、市当局の誠意ある答弁をまずもってお願いをしておきたいと思います。

まず、第1点の子ども医療費について、質問させていただきます。

3月議会で岩出市がやっと重い腰を上げて、子ども医療費の助成制度の条例案を提案し、議会も賛同して成立しました。保護者の負担は、いまだ1割ありますが、この事案について、早期に完全無料化に進むべきであると私は考えております。当面、この条例の施行日が8月1日からとなり、担当課においては、さまざまな準備がされていると考えております。保護者にとって一番の課題は、手間がかからない、不便のないようにすることが一番大切であり、岩出市においても業務のスムーズな移行を求められている案件であります。

そこで、3点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、8月実施に向けての取り組みの現状は、どのような現状になっているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、保護者への周知・広報についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、医療機関で診療して、その際、1割自己負担分及び2割の負担分に関して、どのような制度設計をされていくのか、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の1点目、子ども医療費について、お答えいたします。

まず、8月実施に向けての取り組みについてでございますが、現在、制度拡充に対応するため、システム改修を行うとともに、周知チラシ、申請書や封筒類の作成、関係機関への通知等の準備を進めているところでございます。また、臨時職員を採用し、事務処理体制も整備しているところでございます。円滑に事業をスタートできるように努めてまいります。

2点目の保護者への周知・広報はどうするのかについてでございますが、7月広報配布時にチラシの全戸配布、対象者に個別通知、加えてウェブサイトやフェイスブック等において周知を図ってまいりますとともに、市内医療機関等にも周知徹底してまいります。

3点目の医療費の支払い方法はどうするのかについてでございますが、今回、新たに拡充した中学生の入院につきましては、県内医療機関において現物給付で実施いたします。また、小中学生通院については、窓口負担した一部を償還払い方式で支払うこととなりますが、原則として、口座振替の方法で実施してまいります。申請書の記入箇所の簡素化や休日・夜間申請ボックスを利用するなど、市民の利便性の向上について検討したいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、今、答弁の中で、いただきましたが、国保と社会保険の保護者に対する取り扱い、これについてはどのようなシステムになるのか。

それから、保険適用外の医療費について、どのようなものがあるのか。特に、入院時の差額ベッド代とか各種文書等については、どのようになるのか。その中で、今、2割の分については、銀行振り込みという手続をするということですが、一旦、応募者が3割分、医療機関に支払って、2割を銀行振り込みというふうな制度になろうということをするんですが。そこで、未払いがあった場合、保護者が医療機関にかかった場合に未払いが生じた。こういう場合については、どのような制度になるのか。

それから、この医療機関については、地域外の医療、那賀対象という形もありますが、例えば、遠いところで医療機関にかかったという場合に、どのような手続をしていくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、この支払いのやり方についてなんですが、他の地方自治体では自動償還という制度をとってしているところもあります。そういうもろもろを考えて、保護者にとって一番利便性のいい制度に構築をしていただきたいということを思っておりますので、まず、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

国保と社保の取り扱いということでございますが、これはともに変わりません。

それから、適用外の医療費でございますが、差額ベッド代、文書料といったようなものでございます。

それから、岩出市外で受診を行った場合ということでございますけれども、これにつきましては、基本的には岩出市内の医療機関でかかっているのと同じように、領収書を持ってきていただいて、申請をしていただくというようなこととなります。

それから、支払いのやり方で、少しでも受診された方の利便性の向上ということで、自動償還というお話がございました。市のほうでは、当面は、この自動償還という形はちょっと取り入れることは難しいかなということではございますが、現実には、他県におきまして自動償還されているところもあるというふうに聞いてございますし、また、そういったところに対して、市のほうからも問い合わせなりもしてございます。

いずれにいたしましても、やはり受診された方が少しでも利便性につながるような形のものというのは、引き続き検討していき、採用できるものについては採用していきたいと、このように考えてございます。

それから、最後の未払いの件でございますが、担当の副課長のほうから答弁させます。

○井神議長 保険年金課副課長。

○中井保険年金課副課長 再質問の未払い分についてはどうなるのかということですが、領収書をもとにお支払いさせていただきますので、支払いが終わってからその領収書を持ってきていただいて、お支払いする形になります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この制度そのものについて、部長のほうからご答弁いただき、さらに副課長のほうから答弁いただきました。保護者にとって、一番便利のいいシステムというのは、これを領収書を保護者が、その都度、医療機関にかかった、今の制度で言えば、市役所の窓口を持って来なければならないということになるという制度ですよね。そうしますと、現状でも、駐車場が狭い。置くところに困るという状況が生じて、苦情が私のところにも寄せられております。

さらに、今、レセプト点検をされておると思うんですが、これについて、月間何件ぐらいあるのか。そして、その許容範囲が、今の窓口での届け出、混雑を想定すると、非常に問題点が浮き彫りになるのではないだろうかと予想しているんですけ

ども、そこら辺把握をされてあるのであれば、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

まず、レセ点検等で、その件数ということでございますが、月に3,225件を見込んでいますところでございます。

それから、その都度、窓口にということでございますが、8月からスタートするということで、今回の償還払い、非常に混雑、懸念されるところが多いと、こういってございますが、市といたしましては、既にこういう形でされているところに対しても、いわゆる混雑状況についての状況も確認してございます。市のほうで思っている以上の混雑はないのかなというふうには考えてございますが、いずれにいたしましても、手間はかかることは認識しているということで、先ほどもお答えさせていただきましたように、少しでも償還払いに来られる方の手間、省けるような形で、引き続き検討し、市でそれを採用できるものについては採用して、利便性の向上に努めていきたいと、このようには考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、2番目の質問をさせていただきたいと思います。

道の駅の件であります。

道の駅が開設して、岩出市の1つの観光資源として多くの方が立ち寄っておられます。近年の高野山1200年祭や熊野古道へのアクセス道路として、ますます増加するのが現状ではないかと思っております。

開設以来の諸施策について、さまざまな対応がされてきていると考えておりますが、最近、関空から入国される外国からの訪問者も、関税の職員不足等々で入国時間が2時間余りもかかるという悲鳴を上げていると報道されておりました。今後も諸外国からお客さんの多くが来られることになると思うんですが、いかにして和歌山県や岩出市への誘導を導き、活性化への取り組みが求められてくると思います。また、それに対応する免税店の創設やおもてなしの心は忘れてはならないと考えております。

既に一部のホテルには、宿泊客が増加していると聞いております。岩出市で泊まる施設は限られているのが現状であるわけですが、四国八十八ヶ所の結実として、

泉南、関空から、あるいは淡路島、兵庫周りで入ってこられる。根来寺、粉河寺、高野山コースというのが定番になってきておるんですが、いずれにしても、現状の実態を把握していく中で、さまざまな問題点がありますので、その改善を求めたいと思っております。

そこで、まず第1点目に、過去3年間の立ち寄り者数及び販売実績については、どのように推移をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、大型観光バスの駐車に関してであります。現状のスペースでよいのか、岩出市として、今後の対策や企画・立案はないのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目について、お答えいたします。

まず、立ち寄り数についてですが、レジ客数で、平成24年度は13万2,385人、平成25年度は12万7,674人、平成26年度は12万5,031人、販売実績は、平成24年度は1億8,841万2,607円、平成25年度は1億8,819万8,037円、平成26年度は2億999万3,301円となっています。

次に、2点目、大型観光バスの駐車場につきましては、現在、大型観光バス駐車場は3台分を確保しており、軽自動車、普通車、障がい者用駐車区画は47台分で、合わせて50台分の駐車スペースがあります。大型観光バスは、通常時で1日2台程度、利用者が多い花見や紅葉の時期では1日平均5、6台程度の利用となっています。また、日曜・祝日・イベント時など利用者が多くなると予想される時期は、駐車場内での混雑の軽減を図るため、警備員を2名配備し、利用者の安全確保並びに車両の駐車誘導を行っています。

なお、駐車場スペースの拡張につきましては、地形的・物理的な面から不可能であると考えております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道の駅そのものについて、今、現状の報告をいただきました。そこで、認識的には、岩出市が大型観光バスのスペースは3台分あるということをおっしゃったんですが、先日、あるバス運転手の方からお聞きをしました。当然、私も現地を見てきたんですが、あそこに入るのにも苦労するし、出るのにも苦労するんだと。普通のマイクロバス程度であれば、もちろん、そんなに問題はないんですが、大型観光

バスになりますと、非常に奥行きから考えても問題が多いというように考えております。

一番スムーズに入れる。観光バスで来られる方は、一度に30名なり50名の方がどっとおりられるわけですから、非常に売り上げにも影響すると。そういう意味ではありがたいお客さんになろうかと思うんです。だから、現状のままでいくということになると問題がありますし、また、大型観光バスの設置する後ろのほうには、コンテナが山積みをされておりました、きのう見に行ったときに若干減っているなどという気がしたんですが、常時、軽量コンテナを山積みして放置をされるということになりますと、ますます入れないという状況になりますので、そこら辺、抜本的に考えられる対策をこの際打つべきではないかなというように考えておるんですが、その点について、まず、再度質問させていただきます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 それでは、再質問にお答えします。

まず、大型観光バスの件なんですが、先ほどの答弁でも申しましたとおり、地形的に駐車場を拡張するのは困難であると考えております。そこで、同時に大型車が3台以上の利用がある場合は、隣の普通車スペースを代用して、駐車場の円滑な利用ができるように努めており、事前に予約を入れていただいた場合は、コーンを置き、スペースを確保する等の対応を行っております。

それと、2点目に、コンテナを積んでいたというお話でございますが、販売物の搬入・搬出などで駐車場スペースにコンテナを一時的に積んでいる場合がございます。しかし、道の駅に指導も行いまして、現在は既に撤去しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道の駅の問題については、これ以上質問しても、そんなにあれしなないと思うんですが。昨日、私、大阪のほうへちょっと行きまして、淀屋橋から心齋橋のほうに抜けて、ウォーキングがてら歩いたんですが、中国の方の旗を先頭に団体で、どこの団体かなと。今ごろ、どこの観光客かなと思いつつ、はたを歩いてたんですが、中国語で会話をされているので、中国の方であろうと思うんですが。想像するのに、団体ですから、2、3百人の人がざあっと心齋橋筋を歩いてるんですね。ああ、こういう人たちがここへ来ているんかということで、一部関心もありながら

見たんですが、道の駅を免税店化する制度にしたらどうかなど。そして、誘導していくということも含めて、再検討するお考えがあるかどうか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、和歌山県内におきましても、近年、外国からの旅行者が増加しております。外国旅行者向けの消費税免税制度につきましては、国土交通省・観光庁も取り組んでいるところでありまして、和歌山県も力を入れてございます。

現在、道の駅根来さくらの里におきましては、その指定管理者でございますJA紀の里、こちらのほうが申請を行っております。JA紀の里では、直営のファーマーズマーケットとして、紀の川市のめっけもん広場、それから、岩出のO I N A C I T Y、根来さくらの里、3店舗を申請しているところでございまして、来週から、めっけもん広場のほうで試験的に実施するというふうに聞いております。さくらの里、O I N A C I T Yにつきましては、その状況を見て導入は検討していくということでお話を聞いております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、3項目めの質問をさせていただきます。

母子健康手帳の名称変更に関してであります。

現在、子供の成長記録をするものとして母子健康手帳というものがあります。集団健診等で母子健康手帳を必要とする場合、父親が母子健康手帳を持参することになります。何らかの事情で父親が1人で子供を養っている場合も、母子健康手帳の保持を求められるのは酷ではないだろうかと考えております。私は、男女共同参画社会の観点から母子健康手帳を卒業して、父親・母親を問わない親子健康手帳とす

べき時代ではないかと提案をしたいと思います。

金額の面で比較すると、現行の岩出市の母子健康手帳はどうか。1冊当たりの税別単価は幾らなのか。年間で幾らの費用がかかっているのか。先進地方自治体での取り組みは進んでおります。さまざまな家庭環境への配慮という面からも、現行の母子健康手帳を見直すべきではないだろうかと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。

まず第1点は、現行の発行部数と手帳の作成費用は幾らかかっているのか。

2番目に、母子健康手帳から親子健康手帳への改名を提案をしたいと思いますが、岩出市の見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目、母子手帳について、お答えします。

母子健康手帳は、母子保健法第16条において市町村が交付するよう義務づけられ、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されてございます。

1点目の発行枚数と手帳の作成費用はどうかについてでございますが、発行枚数は、平成24年度、483冊、平成25年度、514冊、平成26年度、491冊で、手帳の作成費用は、平成24年度、平成25年度、平成26年度とも、1冊税込みで113.4円でございます。

次に、2点目の母子手帳を親子手帳へ改めるべきであるが、どうかについてでございますが、母子健康手帳の交付は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を目的としていることから、現在のところ、親子手帳へ改める考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今のご答弁をいただきました。費用的にも、在庫のあるときには、必要性というのは、私はやむを得ないかなと思うんですが、岡山市が平成13年から実施をしている。もう既に14年が経過をして、岡山市のほうの担当者にお聞きしますと、そのときにも、先ほど申し上げたように、男女共同参画社会の中で母子というのは、多少問題があるんじゃないかと。誰でも、父親でも母親でも使えるように親子健康手帳というのが一番ベターであろうということで、名前を変えて、それからずっと実施をされております。

また、ちなみに申し上げますと、沖縄県は全体がそうなおるらしい。それか

ら、大宮市、小牧市、宮崎市、豊田市、埼玉県のところでも、今取り組みがスタートしているという状況にあります。変える意思はないということではありますが、早期にそこら辺の先進地の地方自治体とも連絡をとりながら、改名をすべきだと。

これ、歴史を言いますと、2006年に、中央のほうなんです、自民党自体が、母子健康手帳については問題があるということで、変えようという動きがあったそうです。そのときにいろいろな意見があって、実現はしなかったんですが、そういう経過を踏まえて、全国的な取り組みもされてきた。

これ、母子手帳の歴史というのは、担当者のご存じやと思うんですが、1915年度、アメリカにおいて始まった制度であります。そのときに母子健康手帳というのがあるって、その後、日本に導入をされて、戦後、これは思うに母子手帳そのものが、乳業会社の指導でアメリカで導入されて、利益誘導の形で導入されたと聞いております。現在、アメリカでは、この母子健康手帳というのは、もう既に廃止になっているという現状があります。

1945年から日本ではそれが導入されたわけですが、1945年といいますと、終戦間近から今日まで約70年近い歴史があるんですが、その中でも母子健康手帳という名前については、だんだんと改名していこうという動きがあるわけですから、先進地に見習って、変える必要性を持つべきではないかなというふうに思っております。

それで、もう一度、再度、そこら辺について検討、私が一般質問した段階で検討されていると思うんですが、将来にわたっても、このまま母子健康手帳として配布するのか、それとも親子健康手帳に変える意思は全然ないのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

名称について、母子健康手帳から親子手帳に改める考えはないのかということでございます。確かに、全国的に見て、親子手帳という形での表記を導入されているところがあることは認識してございますし、また、あわせて国においても、過去に母子手帳の名称について、子育て支援の観点から親子手帳等への名称変更してはどうかとの意見がございましたが、妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、名称は変更しないことになった経緯がございまして、市といたしましては、母子健康手帳の名称が、母子保健法第16条で規定されてございます。その名称に従って、引き続き母子健康手帳という形で、岩出市としては交付していきたいと考え

てございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度質問しても考えるご意思はないということなのですが、そうしますと、現在、手持ちに何部ぐらい残っているのか。それが在庫として持っておられると思うんですが、その中で、在庫が消えた段階で、もう一度、再検討を課内でしていただきたいと、重ねて求めておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、在庫ということですが、既に4月において、年間の見込んだ部数について購入してございまして、現在で450程度でございます。

それから、在庫が切れた段階で再検討はということですが、母子保健法第16条第2項では、妊産婦は、医師、歯科医師、助産師または保健師について、健康診断または保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児または幼児の健康診査、または保健指導を受けた当該乳児または幼児の保護者についても同様とするとの規定があるなど、母子家庭、確かに父子家庭もいらっしゃるかもしれませんが、両親ともいない場合もございます。そういう両親がいない場合もあることから、産後の表記においては、母子手帳の中では、保護者としているなどの配慮もなされてございます。市といたしましては、先ほどお答えいたしましたとおり、国の、いわゆる名称を引き続き使っていくということでございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、4番目の質問をさせていただきます。

ボランティアによる交通指導についてであります。交通指導員という形で表示をしておりますが、この交通指導員というのは、長年、登下校で見守りをされている方のことを指しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

岩出市の通学路は、まだまだ歩道の整備は進んでおりません。交通量の多い道路が多く、通学路での児童の重大な事故はないものの、安全登校はどこの学校でも1つの重要な課題になっております。将来を担う児童のために、多くの市民の皆様が

早朝から、及び下校時に交差点や通学路で横断歩道横に立ち、見守り活動を続けておられることに心から感謝を申し上げたいと思います。

Aさんは、子供たちがかわいくて続けてきたと。定年になり、何かお役に立ちたいと言われておりました。感謝するとともに、万が一、指導員の皆様の安全も大切であろうと私は考えております。

去る5月25日午前7時30分ごろ、山形県酒田市の県の交差点で、見守りをしておられた77歳の男性が乗用車にはねられて頭を強く打ち、死亡したという報道が最近ありました。酒田市に電話を入れてお聞きをしたんですが、振り返って、岩出市においても起こり得る事故であるのではないかと考えております。

そこで、補償についてお聞きをしたいんですが、登下校時の安全対策について、どのように考えておられるのか。

それから、2番目に、現在、岩出市で見守りをされている人数等について把握をしておられるのであれば何名おられるのか。それから、万が一事故に遭った際に補償というのはあるのかなのか、そこら辺について、まずお聞きをしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の4番目の1点目、登下校時の安全対策についてお答えします。

子供たちが交通事故や犯罪被害者となる事件が各地で相次ぐ中、岩出市青少年育成市民会議が推奨している朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動に、多くの団体や市民の方に各小学校区での子供を見守るネットワークに登録していただき、主に通学路にある横断歩道や交差点で不審者対策も兼ねた子供たちの安全を見守っていただいております。

また、岩出市青少年育成市民会議の有志14名の方に、自主青色パトロール隊を結成していただき、市内を巡回し、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、未然防止の取り組みも行っていただいております。

そのほかにも各小学校において、わかやま子どもセーフティガードとして、子供の登下校時の安全指導を行っております。なお、教育委員会が把握している登下校時の安全指導にご協力をいただいている方は、延べ794名となっております。

2点目の補償制度についてですが、全市を挙げての子供を見守るネットワーク活動に参加していただいている市民の皆様方には、行事参加者傷害保険に加入してご

ございます。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。行事参加者として見守っておるということですが、この補償内容、それと掛金についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

補償内容につきましては、死亡、後遺症の場合、200万円、入院保険、日額3,000円、通院保険の日額1,000円となっております。掛金につきましては、年額で22万4,000円となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。年間保険金については22万4,000円、これは全部岩出市が保険金を支払っているのか。

それと、補償内容についてですが、ちなみに、大阪の社会福祉協議会が東京都の社会福祉協議会もそうなのですが、補償の人身事故等について、死亡事故等についてあるんですが、1名当たりの保険料1口として300円として、死亡時については、後遺障害含む1,300万円、それから、入院保険金については5,500円と、通院については3,000円という意味で補償制度があるんですが、岩出市については、最高200万円ということですが、これは余りにも少ないのではないかなと。そういう意味で、葬式代程度の補償しかないという意味合いもありますから、再検討する必要性があるのではないかなと考えておりますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、保険の負担ですが、市が全額を負担してございます。

保険内容の見直しということでございますが、700名以上の方がご登録いただいている中で、毎日立っていただいている方、それから、月に1、2度立っていただいている方、不特定になってございますので、参加していただいている方が事故が起こった場合に補償するという、そういう内容の保険にしておりますので、ご理解いただけ

たらと思います。

○尾和議員 議長ね、額のアップに質問しているのに答えてない。補償額のアップを検討してほしいと。

○秦野教育部長 失礼しました。今、先ほど申し上げたような事情もありますので、当面、現時点では現行で対応していきたいと考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目の質問をさせていただきたいと思います。

過去の議会でもマイナンバーについて質問させていただいておりますが、改めて現在の状況等についてお聞きをしたいと思います。

このマイナンバーについてですが、安倍自公政権が、国民一人一人に番号を割り振って、所得や納税実績、社会保障に関する個人番号、1つの番号で管理する共通番号、いわゆるマイナンバー制度の関連法案を成立させた後、今日まで来ておりません。

さらに、政府は、2015年3月31日にマイナンバー制度の施行期日を2015年10月5日と定め、政令を閣議決定をしました。マイナンバー制度の運用は2016年1月1日、年明けからになるようとしているわけであります。それにしても、現在、企業や自治体での事務は全く間に合っていないのが現状であります。多額の金をかけて、その費用対効果についても、まだ不明な点が多くあります。

今日、マイナンバー制度を利用して、国民の利便性の向上や年金保険料の徴収強化、行政の効率化などを図りたいとしておりますが、総務省など関係省庁の政務官らをメンバーとする検討会議で、具体的な活用策の取りまとめに向けた議論が進んでおります。その中に、個人の預貯金の把握とか、あるいは病歴の把握とか、それと突合して、一人一人を丸裸にすると。このマイナンバー制度そのものについて、今、市民や国民の間で不満があるということは、現在の状況から察することができると思います。

私たちは、クレジットカードを含めた、これらのマイナンバー制度そのものについて、どうしていくのかということであります。年金番号の漏えいに始まって、今、住基ネットと同様でありますが、住基ネットそのものも多額の税金をかけて、普及率は10%も達してないと、こういう中で、国民一人一人番号を打って、番号で人間を管理をすると、何物でもありません。

こういう事態の中で、マイナンバーについては、税金が4,000億とも投入され、地方自治体の運転資金と合計すると、市民には到底理解できない金額、全体では1兆円から2兆円かかると言われている現状であります。

こういう一体の中で、次の点について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、岩出市の取り組みの現状について、現在どうなっているのか。

それから、2点目は、メリットとデメリットをどう認識されているのか。

それから、3点目は、年金機構漏えい問題のように、このマイナンバー制度の100%の管理というのは、把握ということは到底できないということで、不信が続いております。この時点で延期を表明すべきであると考えておりますが、岩出市の所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の3点目について、お答えをいたします。

年金機構漏えい問題とマイナンバーへの不信、延期すべきであると考えているが、どうかについてをお答えをいたします。

平成27年6月10日に開催されました全国市長会において、個人情報保護に関する緊急決議が全会一致で採択されてございます。その内容につきましては、今般発生した日本年金機構の個人情報流出事案は、国民に多大の不安を与えている。政府においては、今回の流出事案の実態把握や問題検証により、徹底的に原因究明を行い、緊急に再発防止策を講ずること。

一方、社会保障・税番号制度については、個人情報保護に関して、万全の措置を講じることを国民に対して丁寧に説明するとともに、本年10月から個人番号付番・通知、来年1月からの個人カード交付を予定どおり確実に実施することです。

ただ、内閣官房社会保障改革担当室のほうから、日本年金機構の個人情報流出問題によるマイナンバー制度への影響に関するQ & Aが出てございます。それによりますと、今回の年金情報漏えい事件を踏まえると、マイナンバー制度の開始は延期すべきではないかという質問がございまして、その政府の回答といたしましては、今回のような事件が発生したことは遺憾であり、原因の究明や再発防止策の検討などを進めてまいります。

一方で、マイナンバー制度は、国民生活にとって重要な基盤となる制度であるため、個人情報の保護にも万全を尽くしつつ、番号の利用開始に向けて準備をしております。

なお、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響については、今回の事件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を見きわめて判断いたしますということであります。

他の質問については、総務部長のほうから答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 マイナンバーについての1点目のご質問にお答えいたします。

ことし10月から住民票の住所地にマイナンバーの通知カードが送付されることに伴いまして、マイナンバーの仮付番が7月16日につけられることから、現在、基幹系システムと住民基本台帳ネットワークシステムの間で、本人確認情報に不整合がないかなどの確認作業を実施しているところであります。

次に、2点目についてですが、マイナンバー制度に主な利点といたしましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現、この3つがございます。まず、行政の効率化といたしましては、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減される点であります。また、国民の利便性の向上といたしましては、添付書類の削減など、行政手続の簡素化がされる点であります。また、公平・公正な社会を実現としては、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができる点などであります。

次に、注意を要する点といたしましては、マイナンバーは生涯にわたって利用する番号であることから忘失や漏えいがないよう、本人が大切に保管し、取り扱いをする必要があると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。具体的に質問をしたいと思うんですが。社会保障とか、その他の行政での添付書類が必要なくなるということであります。現実的に、この問題については、個人の情報がどうなるのか。多くの国民が不信を持っております。

まず、第1点は、預貯金の統合、これについてはどのようにお考えなのか。

それから、2番目に、市の業務における漏えいは100%ないと断言できるのか。

それから、3番目に、個人に付与されるわけでありますが、個人が番号を請求し

なければ、それを拒否すればどのようなになるのか。

それから、基幹系と情報系のシステムの区別は完全にできるのか。

それから、最後になりますが、サイバー攻撃への対策については、岩出市はどのようにされるのか。

以上の点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の預貯金の関係についてでございますけれども、預貯金の情報については、個人の資産を把握することになりますので、税金等を滞納している場合は、徴収事務に利用できる、このように考えています。ただ、銀行口座への番号の割り振りについては、今議論されていると、このように認識しております。

それから、2点目、漏えいが100%ないのかについてでございますが、100%ないように努めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、3点目の基幹系と情報系システムの件でございますけれども、これは漏えいにかかわる事案、他の市町村で問題視されておりますけれども、本市におきましては、基幹系システムと情報系システムが分離していることから、情報が漏れることはない、このように考えてございます。

それから、サイバー攻撃についてでございますけれども、先ほど基幹系・情報系システムのところで申し上げたように、情報が漏れないように、あるいはサイバー攻撃から対応できるように、セキュリティ面の確保、強化を図っているところでございます。

以上です。

失礼いたしました。答弁漏れです。

個人番号を請求しなければどうなるのかということ。個人番号については、国のほうで皆さんに使っていただくようにということで来ておりますので、できる限り、個人番号の取得をお願いしたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁ありました。100%ですね、これは安全ではないということなんですよね、今の答弁でも。100%に向けて努力いたしますということで、技術的には、ITそのもののサーバー攻撃は、次から次に新しいウイルスが出てきますし、

完全ではないという認識のもとに運用をしていかないと、被害を受けるのは一般市民であります。そういう意味から、その点については100%、完全ではないということをご認識をしていただくということは一番大切なことではあると、私は思っております。

それから、国会でも今議論をされておりますが、マイナンバー制度についての採決自体もどうなるのか、これからの推移があるわけですが、現実的に、いろいろな問題が複合的に起きておりますので、ここで再度見直す必要性は一面あると、そのように考えております。

それから、住基ネットの問題と絡めて、住基ネットも、もちろん取得者も少ない状況の中で、マイナンバーについても拒否する人が出てくるということは、今、全国的に言われております。

今、年金機構の漏えいの問題については、和歌山の年金機構のほうで1万件、和歌山で漏れたと言われる新聞報道があるように、どこにおいても漏えいする可能性があるわけですから、そこら辺について、どのように認識をされているのか、再度。100%ではないということだけは、今わかりましたが、このマイナンバーそのものについての不信や不満をどのように認識をされているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

漏えいの関係で100%ではないと、そういうふうな考え、市に持っているのかどうかということであります。我々のほうといたしましては、セキュリティーには万全を期しているところであります。具体的に申し上げますと、セキュリティーポリシーというのを策定いたしまして、それに基づき、セキュリティー面において十分配慮いたします。これは職員についても、機器のソフト面でもそういうことで対応しておるわけです。

それから、また、マイナンバーを取り扱う、いわゆる基幹系システムについてですけれど、この利用に際しては、ICカードを1人ずつ職員に配付しており、そのICカードに8桁以上のパスワードを使用してログインするようにしております。そのほか、もし不慮のことがあればということで、基幹系システムは、誰がいつ照会、あるいはどのような発行をしたかについて、いわゆるログですね、アクセスログなども取得しておりますので、それによって対応は可能と考えておりますので、我々

といたしましては、国でもいろいろと議論されておりますように、セキュリティー面には万全を期してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育問題について、お聞きをしたいと思います。教育委員会の委員長も同席をされておりますので、教育長と改めて質問をさせていただきますので、よろしくご答弁をいただきたいと思っております。

市長は、行政報告で、学校において学力の向上、読書活動の推進、安全・安心な教育の推進、不登校・いじめの問題への対応の4点を重点的に取り組むと述べておられました。子供にある程度の学力を上げる教育することに関して、思いは同じであると感じますが、方法や手法に違う点があります。

市長あるいは教育委員会は、次世代を担う人材として、みずから主体的に判断して行動できる資質や能力の基礎となる学力は重要な要素であり、引き続き学力向上に力を入れたいと述べられました。以降、学力向上のための何か施策を考えたのか。また、岩出市の理想の教育の進め方、目標をどこに持っていこうとしているのか、教育長や教育委員会としっかりと協議をしておくべきではないかと考えております。

子供たちには基礎教育が大事であると思っており、小学校の1年生の低学年の基礎教育が一番大事であると考えております。教育目標として、市としての目標と教育委員会としての目標を掲げ、スポーツを通じ、礼儀作法を学ばせ、家庭と学校を通じながら、子供たちの精神力を高めるためにも一番必要と考えております。

そのためには、先般実施された全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果集計を全て公開し、その分析をもとに検討すべきであると考えております。

そこで、3点にわたって質問をいたします。

まず第1点は、全国学力・学習状況調査の内容、その結果と公開、それから、岩出市の学力テストの実態と公開について、どのようにされるのか。

それから2点目は、先般、茨木市に出向きまして、茨木市の教育委員会の課長のほうからいろいろな取り組みをお聞きをいたしました。参考にして、推進することも大切であると考えておりますが、問題点の把握、どこに問題があるのか、どうすれば改善できるのか、ここら辺を参考にして、岩出市としても検討すべきであると考えております。

それから3点目は、茨木市に関しては、スローガンが「一人も見捨てへん教育」

ということで取り組まれているのが実態であります。そこら辺を参考にして、どういう方針を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、スマートフォンの携帯電話に関して、携帯の実態、今、小学生、中学生、どのような携帯の保持をしているのか、何%ぐらいの人が携帯電話を持っているのか、どのようなルールづくりを考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員ご質問の教育問題について、一括してお答えしたいと思います。

まず、全国及び市の学力テストにつきましては、平成26年度の結果を見ますと、基礎的な内容については、おおむね身についていますが、活用力に課題が見られます。また、全国平均と比較すると、全体的に下回る傾向にあります。なお、学力テストの公開につきましては、教育委員会のウェブサイトにて公開しております。

次に、茨木市の教育を参考という件につきましては、学力が低迷する大阪府にあって、好成績を上げている自治体の1つであると認識しております。本市においても、市独自の施策とともに、成果を上げている自治体の取り組みを参考にしながら、学力向上に取り組んでいるところであります。

次に、スマートフォンにつきましては、先ほど福山議員の一般質問でお答えしたとおりであります。

なお、詳細につきましては、教育部長のほうから答弁させていただきます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問6番目の1点目と2点目、学力テストについて、お答えします。

平成26年度に実施した全国学力・学習状況調査の内容は、小学校6年生については、国語、算数、中学3年生については、国語、数学となっており、これらの教科のほか児童・生徒の生活習慣に関する質問となっております。また、岩出市学力テストの内容は、小学生は3年から5年生までを対象に、国語、算数、中学生は1年生、2年生を対象に、国語、数学を実施しました。

結果は、学校別ではなく、市全体としてウェブサイトにおいて公開しております。また、これらの結果を受け、教育委員会では、学力向上を重点目標の1つとして取り組みを進めているところでございます。

なお、平成27年度実施の全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果はまだ出ていませんが、前年度と同様に公開する予定としております。

次に、3点目の茨木市教育委員会の「一人も見捨てへん教育」を参考にしてはどうかについてですが、教育委員長の答弁にもありましたが、本市におきましても、全国の先進的な事例を参考にしながら、市独自の取り組みを推進しているところがございます。

次に、4点目のスマートフォンについてですが、福山議員のご質問で答弁させていただいたとおりでございますが、本市では、全国平均に比べ、スマートフォンやゲームの使用時間、テレビの視聴時間が長く、家庭での学習時間が短くなっている状況にあります。今後は、家庭での学習時間の確保、スマートフォン等によるトラブル防止のためにも、学校、PTA及び教育委員会が連携し、スマートフォン等の使用の際のルールづくりやマナーなど、啓発運動に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問のありました所有率につきましては、改めて申し上げますと、小学校6年生で57.9%、中学校3年生で88.6%となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 成績の内容については、ホームページで公開しているということであります。私、ちょっと見てなくて申しわけないんですが。平成14年度から区市町村の教育委員会の判断で、学校別に成績の公開をすることが可能になっております。今お話聞くと、岩出市は学校別に公表してないのかなというふうに思うんですが、そこら辺について、現状についてお聞きをしたいと思います。

それから、成績の問題で、学校教育の茨木市の教育では、私自身が、なるほどなという感心をした点は、学校成績そのものの分布をよく把握をして、分析をしないと、どこに問題があるのかということがわからないんだと。一般的に、平均で出しますと、よくできる人とできない人の間を平均しますから、こんなもんかなということなんですが、平均以下のところをいかにして上げていくのか。

端的に言われているのは、ラクダのこぶということで表現をされておりましたが、ラクダのこぶというのは、下の部分と中間層と上位層、そこで平均で切りますから、実際上は、学力のない層が全然隠れて見えなくなると。ここら辺が1つの問題点だと。そこに集中的に取り組むをしていくということを言われておりました。ああ、

なるほどなど。それについても一理あるなど。そこら辺について、岩出市においては、学校別に実態の生の数字をやはり公開をしていくと。父兄等、PTAとか、各関係機関と、そこから問題点をあぶり出して行って、改善をしていくと。そういうことが一番求められるのではないかなと。

それから、予算的にも、茨木市の予算というのは、私も感心したんですが、岩出市と比較しますと、かなりの金額的な開きがあるなど。それから、有償ボランティアで、専門支援員とか、SSWとか、あるいは大学生を学習の支援者に迎え入れてするとか、こういう中学校ブロック連携支援教員とか、そういうところで特別な支援体制を組んでいるなど。いじめ・不登校に関しても非常に資金的にかなりの金額を支出して、教育に力を入れているなどということが読み取れたんですが、そこら辺について、茨木市だけではありませんが、ほかの教育委員会とのいい点を学んで、それを岩出市で生かしていくという取り組みについて、岩出市はどのようなお考えを持っておられるのか。

岩出市自体が、茨木の教育委員会と接触を持って、そこら辺、今まで、私が一般質問の内容を指摘したわけですから、それについて接触をされたのか。それから、今後、茨木市の教育委員会の参考にしていくためには、出向いて行って、学んでくると。1つのそれが手であろうと思うんですが、そこら辺についての方針を聞かせてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと順番が前後するかもしれませんが、まず学校別公開をというお話であったように思います。このことにつきましては、平成26年の9月議会で、井神議員、山本議員の一般質問でお答えしたとおりでありまして、国の実施要領では、平均正答数や平均正答率などの数値については、一覧での公表やそれらの数値による順位を付した公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については公表いたしません。

それから、成績下位の子供を茨木市の教育委員会は注目しているというお話だったと思います。もちろん、岩出市におきましても、平均正答率のみに注目しているのではなくて、国のほうからさまざまなデータが送付されてきてございます。そういったことを細々分析する中で、岩出市の子供についても、特に、中学校については二極化、議員おっしゃった二こぶ現象というものがあらわれつつあります。特に

下位層の子供は、全国の曲線よりも数的に多い状況が見受けられます。

そういったことについての取り組みなんですが、岩出市の教育委員会でも、例えば、中学校については放課後の補充学習であったり、土曜学習教室を実施しておりますし、また、全ての小・中学校で始業前に補充学習の時間を設けていたり、あるいは理解の遅い子供については昼休みに個別に対応したり、あるいは授業で加配教員を活用して、チームティーチングであったり、習熟度別授業で、きめ細かな指導を行っているところであります。

それから、教育予算についても触れられてたと思いますが、この平成27年度予算について考えたとき、子供の読書活動を推進するために、新規事業として、中学校への司書派遣を盛り込んでいたり、これらは茨木市の教育委員会でも行われていることでもあります。中学校の土曜学習教室も新規事業として盛り込んでいます。また、茨木市の教育委員会の中で、支援員等の配置というお話をされていましたが、本市でも介助員という名前で配置してありまして、茨木市の教育委員会の支援員は、小学校32校に対して38名、配置率に直しますと1.19人、本市では6校に16名、配置率に直しますと2.67名ということで、本市のほうが充実している部分もございます。市の規模にもよりますので、岩出市としては教育予算、必要な分は確保できていると考えています。

茨木市教育委員会を訪れて勉強してきてはどうかということなんですが、尾和議員から一般質問いただく前に、実は、この情報を私どもも入手してました。こういう本、大阪大学の教授、志水宏吉先生が書いた本で、出ていまして、こういうのもきちんと目を通してございます。

岩出市では、全国学力テストの先進県であります秋田県へ、昨年度、指導主事を派遣しておりますし、今年度も県の事業を活用して、学校の教員を秋田県の小学校へ1週間派遣する、そういったことも考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだまだ言いたいことはようけあるんですが、その書籍も読んでおられるということなんで、ありがたいなというふうに思っております。私も読ませていただきました。

教育問題については、非常に重層的で、どれをどうすれば成績が上がるのかという面が一面であるわけで、自分を振り返って、小学校・中学校のときどうだったの

かなど。自分自身も反省をしておる点もあるんですが。学力だけではなくて、総合的な知識というんですか、そういうものも一面で大切な課題になっております。

できることなら、今、先ほど部長が言われたように、学校別の公表については、全国的には6%余りだというように聞いております。だからといって、岩出市が公表しないというんじゃなくして、やっぱり事実としては、こういう実態にあるよということを多くの市民や父兄の方が把握をしていくと。それによって、自己研さんもできますし、子供に対する取り組みの面的には違いも出てくると思うんで、総合的に、そこら辺も考えて取り組みを強化をしていただきたい。

それから、学校別の公表しないということなんですが、先ほども言ったように、公表して、事実は事実ですから、それを踏まえて、やっぱりやるというのが一番いいのではないかというふうに思うんですけども。差別化とか、あの学校は能力が低いとかというような捉え方じゃなくして、事実として捉えて、その問題も解決していくということが求められるんじゃないかと考えておりますが、それについて所見をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

この学力テストの結果を受けての取り組みということなんですが、これも市の学力テストの公開の部分に、市の方向性として示してございます。例えば、見通しを持って授業に臨み、きちんと1時間を振りかえる時間を確保するような授業に取り組むとか、読書活動の充実に取り組んでいくとか、あるいはまた保護者様にもご協力していただきたいような中身について公表してございます。

なお、学校別の公表を再度というお話であります。市の公表と同じような中身で、学校ごとに保護者さんにお知らせをしていたり、ホームページ等で公表してございますので、そちらをごらんいただければと思います。

以上です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後になりますが、一番今問題になっている問題について、質問させていただきたいと思います。

安保法制に関しての問題であります。

安倍自公政権は、多くの国民・市民の反対や不安の声を無視して、今国会で戦争法案を成立させようとしております。説明不足が81.4%、少なくとも今国会での成立反対が82%、これはテレビ朝日のほうで報道されて、怒りと批判の声が上がっております。

歴代内閣は、一貫して違憲としてきた集団的自衛権をたった一度の閣議決定で変更したことに対して、衆議院憲法審査会で与党推薦の長谷部先生まで憲法違反だと明言をされました。まさに前代未聞であり、安倍総理が行おうとしている立憲主義を踏みこむ何物でもない、私は考えております。

平和安全特別委員会における安倍総理や中谷防衛大臣の答弁は、支離滅裂です。他国における武力行使の判断が、時の政権の恣意的な判断に委ねられ、歯どめが全くきかないことも明らかにされました。日本の戦後、平和主義を根底から破壊をするこの法案について、東京新聞の半田さんは、多角的に読み解いていただき、安倍政権が狙っていることの危険性や問題点について、一緒に議論したいと言われております。

戦後、私たちは、二度と再び子や孫を戦場に送らないとかたく誓ったわけであり、教育現場においても、学徒動員によって、若い19歳や20歳の大学生が戦場に散っていったのであります。そこで、私たちは、二度と再びこの戦争を起こしてはならない。戦争というのは、人と人との殺し合いであるわけであり、このかたい誓いを私たち一人一人が持つべき時期に来ていると、私は強く思っております。

私も親族に戦死者を抱えております。そういう意味から、二度と再び第二次世界大戦のようなことが起きないために、私たちがどうあるべきか、このことを真剣にこの本会議場で議論をしたいという意味で、イデオロギーを超えて質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、まず第1点であります、これは市長にお聞きをしたいんですが、憲法解釈を変更して、憲法を壊す「戦争法案」に対する市長の姿勢と所信を表明していただきたいと思っております。過去の本会議場において、私が集団的自衛権について、どう中芝市長はお考えですかと質問したとき、個人的な見解を明らかにしないと答弁をされました。私は、岩出市の市長、岩出市の船長である市長が、このようにこの問題を直視しないということについては、到底理解できないのであります。そういう意味で、まず第1点、お聞きをしたいと思っております。

それから、2点目は、村山談話であります。今から20年前、1995年の50年の節目に当たって、村山総理が村山談話として表明をされました。これについて、中芝市

長はどのようなお考えを持っておられるのか。村山談話そのものについての評価について、率直にご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、戦時中における慰安婦に関する問題であります。この慰安婦というのは、戦時中において、日本の軍隊が朝鮮の方の女性としての踏みにじるこの行為、これに対して、隣の韓国でも問題になっております。慰安婦に関する所見については、時の河野談話によって表明されてきているわけではありますが、それについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、立憲主義というものに対して、どのように認識をされているのか。立憲主義の基本的な認識について、今日、問われていると私は思っております。そういう意味から市長の率直なお考えを岩出市民に表明をしていただきたい。そのことをお願いして、質問にかえたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員、7番目の安保法制についてお答えする前に、一言申し上げておきます。国政に関する政策等に関する個人的な見解を市長の立場で申し上げる考えはございませんということは、何回も申し上げておりますので、その趣旨に基づいて答弁をいたします。

1点目の安全保障関連法制についての認識ですが、この法案については、日本が戦争する国になるのではないかと等々の不安から、さまざまな世論調査においても反対意見が多く、憲法解釈においても衆議院憲法審査会では、与野党推進の憲法学者から違憲との指摘がなされているとともに、先日、亀井静香衆議院議員のほか政府要職を歴任された元衆議院議員の方々からの反対表明がありました。政府においては、国会の会期延長も視野に、法案の成立を目指すとの報道もありますが、いずれにしても、この法案は、国の専管事項である外交・防衛政策に関することであります。私から言えることは、国政の場において議論を尽くし、国民理解を得るよう努めていただきたいと思います。

2点目の村山談話については、賛成か反対かではなく、政府として表明された見解でありますので、尊重したいと思います。

3点目の慰安婦問題に対する認識については、平成25年第2回議会の一般質問でもお答えしたとおりですが、歴史認識から生ずる他国とのあつれきについては、国の責任において解決すべき問題と考えます。

4点目の立憲主義に対する認識については、法治国家においては、何事も立憲主

義に基づかなければならないと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 前段、前置きされて、国政に関して重要な問題については表明することはしないんだということを言われました。私は問題から逃げていると言わざるを得ないと思っております。

憲法の前文からひも解いていきたいと思うんですが、政府の行為によっては、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言して、この憲法を確定すると。我々は世界平和の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するというように表明しております。

この中で言われているのは、私たちは、二度と再び戦争をしないんだというかたい決意が、憲法の前文にうたわれたのであります。そういう意味で、今再び、この唯一の戦争によって被爆した日本をこのような二度と再び起きないようにどうしていくのか。これは教育現場でもさまざまな日常生活においても、一人一人が考えて、一人一人が行動する、このことが求められるのであります。

まして、岩出市民5万3,000人の代表である中芝市長が、この憲法の前文を認識され、二度と再び戦争しないという表明を持っていただきたい。そういう決意があるかどうかをお聞きをしたわけでありまして。再度、ご答弁をいただきたいと思いません。

それから、村山談話についてであります。村山談話というのは、1995年、日中戦争が終わって、第二次大戦が終わって、50年の節目に、村山総理が植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするがゆえに、疑うべきもないこの歴史の事実を謙虚に受けとめ、ここに改めて痛烈な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを表明いたしますと言われたわけでありまして。これは何かということでもあります。ここにうたわれているのは、侵略戦争を再びしないんだという決意があらわれていると私は認識しております。

日本国民300万人、アジアを含めて3,000万人近い人たちが、この第二次世界大戦によって命を無残にも奪われたわけでありまして。これは一部の軍国主義者と絶対主義者、ひいては戦前のこのような動きの中で、無批判に過ごしてきた一人一人の国

民が、その反省の中で味わってきた戦後70年であります。

そういう意味から、村山談話を高く評価をして、二度と再び侵略戦争をしないんだということを他国に、隣国に表明した唯一のものであるわけであります。

私も今から50年前、1971年に日中国交回復がされないまま、香港から中国に訪中をして、要人周恩来総理と接見をする機会がありました。そのときに、周総理はこのような言われました。掘った人の井戸の水を飲む場合には、掘った人のことを考えるべきだと、そう言われてまいりました。一時期、誤った過去があるとしても、私たちは、そのことを反省をしてもらうのであれば、二度と再びこの戦火に交えないんだということを言われました。

外交努力が大切であろうと思うんですが、現在の安倍内閣は、過度に敵国を想定して、世論を一方向に持っていっていると、私は最近強く感じておるわけでありませんが、今、中芝市長が、村山談話については、時の政府が発表したことであり、それを是認をすと言われたんですけども、再度、村山談話について、高い評価をされているのかどうか、侵略戦争の反省に立った談話であるということ認識されているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それから、慰安婦問題についてですが、慰安婦の問題については、過去から今日までありました。軍部が暴走して、女性を女性でないというような誤りで今日まで、戦前、戦中を通じて、女性の人権を踏みにじったこの行為に対して、私は強い反省をしておくべきであると思っております。

その上で、私は、市長と副市長と教育委員会の代表者にお聞きをしたいんですが、憲法99条、これをどう捉えるのか、各人にお聞きをしておきたいと思っております。真正面から、この日本国憲法99条については、ご存じやと思うんですが、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員、公務員というのは地方公務員であり、非常勤公務員であり、それらの公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと明記をしているわけであります。

この憲法第99条について、その岩出市のかじ取りである三役の皆さんから、この見解を所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、99条、質問にございませんので、あと勉強させていただきます。

岩出市長として、なぜ反対か賛成か表明しないのか、まず、これからお答えをい

たします。

市長としての発言とするなら、市民を代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言かという問題点、考えます。したがって、議会という場において、個人としての見解を市長の立場で申し上げるべきではないと思っております。

それから、戦後、日本で憲法9条が果たした役割と憲法違反という声を無視して、戦争法案の審議を続ける安倍内閣についてどうか、こういう質問につきましても、我が国は平和主義をうたった憲法下で、国際社会と連携して、さまざまな国際貢献活動に参加し、平和国家としての歩みを重ねてきたと思います。憲法9条のおかげで、戦争に巻き込まれなかったかどうかはわかりませんが、平和を維持できてきたのは、日米安保条約を含めた外交努力や平和を望む日本国民の不断の取り組みがあったからであると考えます。

一方で、世界のパワーバランスの変化、特に日本周辺の安全保障関係に緊張が生じている中、今後の安全保障をどうしていくべきか議論していることは理解できません。本法案は、外交・防衛政策であり、国の所管でありますので、この法案に係る国会運営については、岩出市長として意見を申し上げることはありませんが、国民一人一人がみずからの問題として、真剣に考えなければならないものと考えております。

続きまして、村山談話に対する認識。村山談話に対する認識は、先ほど申し上げたとおりでございますが、日本の平和と繁栄を築き上げた国民の努力と敬意、諸国民の支援と協力への感謝、平和友好交流事業と戦後処理問題への対応の推進、植民地支配と侵略を認め、謝罪、国際協調の促進と核兵器の廃絶が基本となっており、戦後処理問題の1つとして、慰安婦問題がある。この問題に対する政府見解として河野談話があり、慰安婦の存在と政府の強制性を認め、政府としては、誠実に対応したことにより、法的には解決済みと認識をしています。

慰安婦問題について、どのような見解か。これは平成25年6月議会で答弁したとおり、歴史認識の問題という視点もあるが、本質的には女性の人権問題であり、今日においては女性の尊厳と人権は世界の普遍的価値であり、国の責任において、慰安婦問題の一日も早い解決を望むものであると、以上のとおり、答弁をいたしてございます。

なお、現政権が表明予定の戦後70年談話について、村山富市元首相と河野洋平元衆議院議員は、植民地支配と侵略、心からのおわびを盛り込んだ村山談話を継承す

るよう指摘してございます。

以上でございます。

○井神議長 副市長。

○中畑副市長 お答えをします。

憲法については、何条であれ、擁護、尊重しなければならないというふうに私は思います。ただ、尾和議員が冒頭申されましたように、このような国政にかかわる大きな問題を執行部と交わされるときには、私はこれは首長にしかないと思いますけども、反問、反論権も認めていただきたいということを議長にお願いしたいと思っております。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

一国民として、国の最高法規である日本国憲法を遵守していくということは、当然のことでありまして、当然、公務員、教育公務員におきましても、そのとおりであります。本市におきましても、そのとおりで教育が進められているものであります。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから答弁をいただきましたが、市として国政の問題については具体的な表明をしないと、このことを常に言われてきております。私はそうでないのではないかなと。率直に自分の考えを表明すると。そして、岩出市民にそれを理解してもらうのであれば理解してもらおう。こういう場であるべきだと私は考えております。

そういう意味で、この安保法制に関して種々述べてきましたが、最後になりますが、私のほうから、二度と再び戦争はしないというかたい決意があるのかどうか、その点だけ確認をさせていただいて、終わりたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、個人の意見の相違、相手に押しつけるものではない、その辺は認識しておいてください。

それから、最後に言われたのは当たり前の話です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

　　以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。